

A0201-01	低沸点の可燃物の抜き出し近傍で火気使用工事は厳禁		
本文	低沸点の可燃物の抜き出し近傍は爆発雰囲気になっている可能性が高く、火気があれば容易に爆発火災となるので火気使用工事は絶対にしないこと		
リスクの種類	爆発、火災	関連目次・章節	
理由(何故)	一般的に低沸点の液体可燃物は引火点が低く、抜き出し液温度がその液の引火点以上であれば、近傍の着火源により容易に着火する。また、液の抜き出し作業中は液の激しい動きにより蒸発を促進するので、静止液よりはるかに可燃性雰囲気を作りやすい。		
方策	<ol style="list-style-type: none"> 1. 可燃物を取り扱う周辺では原則として火気使用工事を行わない。やむを得ず行う場合は万全の安全処置を行ったうえで火気使用許可を得て行う。 3. 管理責任者の許可なくして火気の使用或いは持ち込みが出来ないルールを確立する。責任区分と実施すべき事項を明確にしおくこと。 2. 可燃物を取り扱う範囲での火気使用或いは持ち込みを許可する場合は、ガス検知器による安全確認を行い、かつ液取り扱いの禁止処置または局部的であっても可燃物を火源から隔離する措置を講ずる。 4. このルールは工程を管理する責任者が取り決め、運転員には常時認識させると共に、工事業者等には工事等の実施許可条件を明確に伝える。 		
事故例	複数のタンクがあるタンクヤードにおいて、空のタンク内で改造のための火気使用工事が実施されていた。にもかかわらず、隣接するタンクでは、ポンプでの液抜きを終え、マンホールを開けて残液の回収を始めた。両タンク間に置いたガス検知器が作動したので、作業員は退避し始めたが間に合わずに火災が発生し 6 人が死亡した。火気使用工事の許可・管理体制の不備もさることながら、下請を含め関係者の非常識さを示す例。		
法的参考事項	<p>危険物取り扱い所、あるいは少量危険物取り扱い所の場合においては、消防法の「危険物の規制に関する政令」が適用される。</p> <p>第4章 貯蔵及び取扱の基準 第 24 条 2. 製造所等においては、みだりに火気を使用しないこと。</p>		
備考	JST 失敗知識データベース・失敗事例		